

「国立公園管理計画」の位置づけについて

□ 管理計画とは

国立公園管理計画とは、地域の実情に即した国立公園管理業務のいっそうの徹底をはかり、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものである。管理計画の公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項の許可、届出等取扱方針については自然公園法に基づく許可の審査基準として位置づけられている。

「国立公園管理計画作成要領」について（平成18年4月20日環境省自然環境局長通知）を策定の根拠としている。

□ 管理計画の内容

定める内容は、概ね次の6項目となっている。

- (1) 国立公園又は管理計画区の概況
- (2) 管理の基本方針
- (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
- (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
- (5) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
- (6) その他第1の目的を達成するために必要な事項

□ 国立公園計画との関係

国立公園の区域線や、特別地域・普通地域等の地種区分、歩道・避難小屋等の利用施設計画、立入を制限する地区の指定などは、自然公園法に基づく国立公園計画により定められている。

管理計画は、国立公園計画に定められた内容を前提として、より具体的な公園管理の方針を明文化していくものである。

□ 管理計画作成経緯

- | | |
|---------|---------------------------|
| 昭和63年3月 | 支笏洞爺国立公園羊蹄山・洞爺・登別地域管理計画作成 |
| 平成2年3月 | 支笏洞爺国立公園支笏湖・定山溪地域管理計画作成 |
| 平成8年3月 | 支笏洞爺国立公園管理計画（改訂）作成 |